

一般社団法人至誠会「近内友子賞」規則

- 第1条 一般社団法人至誠会「近内友子（おおうちともこ）賞」は、近内友子氏が至誠会に寄付された基金3,000万円から、「小児科医教育基盤強化および小児医療体制向上寄与」への奨励金として与えるものである。
- 第2条 近内友子賞の授与は1人当たり上限100万円とし、各年3名までとする。
- 第3条 申請資格は、申請締切時に原則満50歳未満の女性医師で、至誠会第二病院、東京女子医科大学病院・東医療センター・八千代医療センターなどの小児科部門に所属し、次のいずれかに該当する者とする。
- (1) 後期研修（3年以上）を行う者
 - (2) 大学院生として研究に従事する者
 - (3) 将来、指導医になるために留学（国内・国外）する者
- 2 前号の規定に係わらず、本賞の受賞歴がある者、一般社団法人至誠会正会員でない東京女子医科大学医学部卒業生については、申請資格を有しない。
- 第4条 申請に必要な書類は次のとおりとする。
- (1) 申請書
 - (2) 履歴書（写真貼付）
 - (3) 研究に関する自著または共著論文 2編
- 第5条 申請受付期間は、毎年2月1日から3月末日までとする。
- 第6条 選考委員会は、毎年4月に開催する。
- 2 選考委員会は、申請書を審議の上、被授与者を選定し、理事会に報告する。
 - 3 被授与者への結果の通知は、選考委員会開催後4日以内に行うものとする。
 - 4 助成金の授与は、6月末日までに行うものとする。
- 第7条 被授与者は、次に掲げる義務を負う。
- (1) 本賞授与の翌年8月末までに本賞による研修・研究に関する抄録を提出し、抄録を機関誌『女醫界』に掲載することを承諾する。
 - (2) 被授与者は、賞授与後2年以内に、本賞による研修・研究であることを明記した論文の別刷12部を提出し、当該報告書・論文を機関誌『女醫界』に掲載することを承諾する。
 - (3) 被授与者は、当会から要望があった場合には、社員総会において当該研究に関する発表を行うことを承諾する。
- 2 本賞で購入した機器等は、被授与者の所属機関に寄贈するものとする。
- 第8条 次のいずれかに該当する時は、給付した助成金の返還を求めることがある。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより助成金の給仕を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき
- (3) 第7条に定める被授与者の義務を怠ったとき
- (4) その他、本助成金の被授与者として妥当ではないと本会が判断する事実があったとき

第9条 この規則の改廃は、業務執行理事会において決議し、理事会の承認を得て行う。